

倉敷市立帯江小学校 令和6年度いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間数件で推移している。原因の多くは、友達へのからかいや悪口等の言葉によるトラブルである。また、高学年においては、SNSを使用している児童も見られ、これを原因とするトラブルの発生も懸念される。近年は、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別によるトラブルが生じる可能性も考えられる。現在、生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するために、いじめに関して全教職員で共通理解し、学校全体で考えていく必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童や教職員はいない」という基本認識に立ち、いじめは絶対に許さないという強い姿勢をもち、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そのため、いじめ対策委員会には、全教職員が参加し、それぞれの立場からいじめ問題解決のための取組を行う。

・児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

・いじめの早期発見のために、年間2回の教育相談前に生活アンケートを行い、得られた情報を教職員間で共有を図るとともに、問題を予見することで、迅速かつ組織的な対応につなげる。

〈重点となる取組〉

・学級経営の充実…エンカウンターや生活アンケート等を生かして、児童の実態を十分に把握しよりよい学級経営に努める。

・情報モラルの指導…児童のスマートフォン、インターネット等の家での使用状況を調査し、現状把握と情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

・PTAの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・保健通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。

・日頃から、電話・家庭訪問・通信等により、保護者との連携を密にして、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を図る。

・いじめ防止基本方針を学校ホームページで公開することで、地域との連携を図り、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担うとともに、いじめの相談窓口、発生した事案への対応を行う。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

・年12回（毎月の職員会議）

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼・終礼等で伝達

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

・校外；SC、SSW、PTA会長等

・校内；全教職員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

・倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

・保護者支援のための専門スタッフ（SSW等）の派遣

〈学校側の窓口〉

・教頭

〈連携機関名〉

・倉敷警察署

〈連携の内容〉

・非行防止教室の実施

・定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

〈学級経営の充実〉

・分かる、できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

・生活アンケート等を生かして児童の実態を十分に把握し、エンカウンター等を取り入れることで、よりよい学級経営に努める。

〈道徳教育の充実〉

・道徳の授業を通して、相手の立場になって考え、思いやりの気持ちをもって行動しようとする態度を育てる。

・全ての教育活動を人権教育の視点に立って行い、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

・日々の教育活動やなかよし週間などの取組において、だれとでも分け隔てなく仲良くしていこうとする態度を育てる。

〈インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策〉

・児童のインターネット等に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を実施する等をして迅速に対応する。

〈学校相互間の連携協力体制の整備〉

・中学校や幼稚園や保育園やこども園と情報交換や交流学習を行う。

② 早期発見

〈実態把握〉

・児童の実態把握のためのアンケートを実施し、年2回の教育相談を行うことで、いじめの早期発見を図る。

・児童の日常の様子（朝、帰りの会や健康観察、授業中等）を観察する。

〈情報共有〉

・全ての教職員が児童のサインを見逃すことなく、きめ細かく声かけを行う。毎週金曜日は児童理解の時間をとり、気になる児童の報告を行うことで、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制を整える。

〈家庭への啓発〉

・積極的ないじめの認知につながるよう、電話連絡や家庭訪問を通して学校での児童の様子を伝える等し、家庭におけるいじめへの対応に対する啓発を行う。

③ いじめへの対処

〈いじめの有無の確認〉

・児童がいじめをうけているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかまいじめの事実の有無の確認を行う。

〈いじめへの組織的対応の検討〉

・いじめに組織的に対応するために、いじめ対策委員会を開催する。

〈いじめられた児童への支援〉

・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

〈いじめた児童への指導〉

・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる等、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の育成環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

【様式2】

倉敷市立帯江小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4 月	○職員会議 ・基本方針 ・指導計画の確認 ○いじめ対策委員会	○学級づくりの取組 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○行事を通した人間関係づくり ○異学年交流 ○スマホ教室（5・6年） ○個人懇談	○児童に関する情報交換（随時） ○個人懇談	○発生事案への対処（随時）
5 月	○職員会議 ○いじめ対策委員会	○教育相談	○生活アンケート	○アンケート結果の検討
6 月	○職員会議 ○いじめ対策委員会 ○PTA 保護者講演会	○なかよし週間 ○異学年交流		
7 月	○職員会議 ○いじめ対策委員会	○個人懇談	○個人懇談	
8 月	○職員研修 ○職員会議 ○いじめ対策委員会			
9 月	○職員会議 ○いじめ対策委員会 ○PTA 人権研修会			
10 月	○職員会議 ○いじめ対策委員会			
11 月	○職員会議 ○いじめ対策委員会	○教育相談 ○親子ネットモラル教室（4年） ○異学年交流	○生活アンケート	○アンケート結果の検討
12 月	○職員会議 ○いじめ対策委員会	○個人懇談 ○なかよし週間 ○非行防止教室	○個人懇談	
1 月	○職員会議 ○いじめ対策委員会			
2 月	○学校評議員会 ○職員会議 ○いじめ対策委員会	○異学年交流		
3 月	○職員会議 ○いじめ対策委員会 ・取組の検証 ・基本方針の修正			

年間を通して、行う取組

・毎週金曜日の生徒指導連絡会の時間